

扶養認定を受けたまま社会保険に加入していませんか？

被扶養者が、短期間であっても民間会社等に就労し社会保険の適用を受けることになったときは、収入が扶養認定基準内であっても被扶養者の認定は取消しとなります。特に、被扶養配偶者の場合は、国民年金第3号被保険者は自動喪失となりますが、被扶養者の認定は自動喪失になりませんので、共济組合へ被扶養者の認定取消申告を忘れずにしなければなりません。

その後、社会保険の資格を喪失し被扶養者の認定要件を満たすことになった場合には、再度、共济組合の被扶養者の認定を受けることができます。このときは、被扶養者の認定申告とあわせて国民年金第3号被保険者の届出を必ずしなければなりません。

これら一連の被扶養者の認定・取消の手続きをしなかった場合や遅れた場合には、次のようなことが起こりますのでご注意ください。

【医療費を返還していただきます】

被扶養者の取消申告の手続きが遅れた場合でも、取消日は社会保険取得時まで遡ります。もし、被扶養者の方が遡及した取消日以後に共济組合の保険証を使用して医療機関等の診療を受けていたときには、共济組合がお支払いしたこの間の医療費や給付金等を全額まとめて返還していただくこととなりますのでご注意ください。

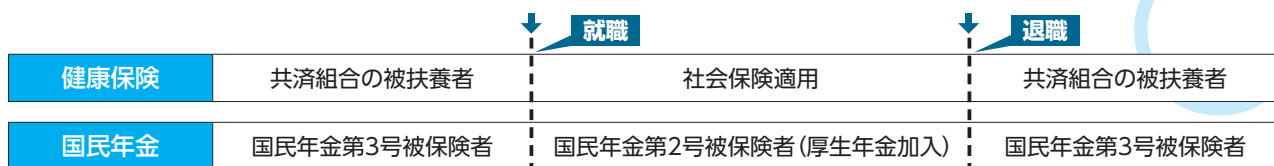
【国民年金（第3号被保険者）の未加入期間（無年金期間）が発生します】

配偶者が、離職等により、国民年金第2号被保険者の資格を喪失し、共济組合の扶養認定を受けるときには、同時に国民年金第3号被保険者として国民年金に加入する手続きをとらなければなりません。この手続きを怠りますと国民年金第2号被保険者の資格を喪失したままの状態となり、国民年金の未加入期間が発生してしまいますのでご注意ください。（下図参照）

◎正しい手続きをした場合

被扶養者の取消の申告を行う

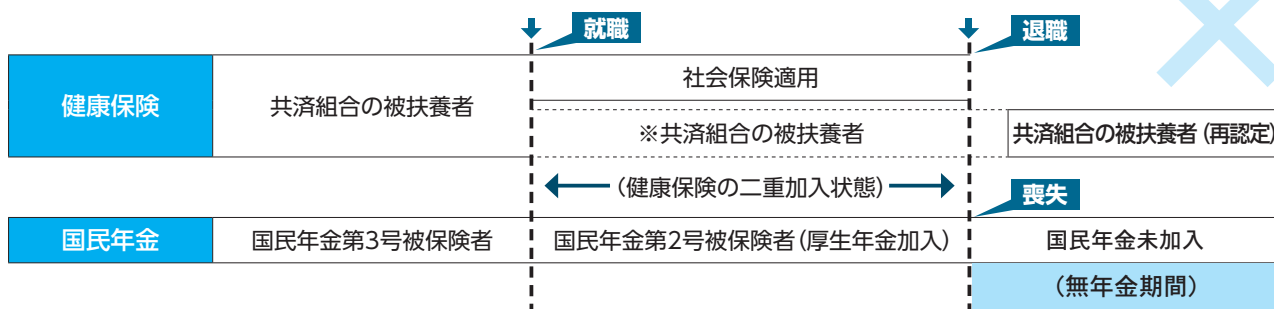
被扶養者の認定の届出と国民年金第3号被保険者資格取得の届出を行う



◎正しい手続きをしなかった場合

被扶養者の取消の申告を行わないと

国民年金の届出を行わないと



※被扶養者の取消申告を行わなかったため、健康保険の二重加入が発生します。
社会保険適用が判明した場合、就職日に遡って被扶養者の資格が取消となります。(.....)の期間
再度、被扶養者認定をする場合は、書類を提出した日からの認定となり、遡って認定することはできません。

組合員証は、必ず月に1度医療機関の窓口で提示しましょう。

～被扶養者の方へもお伝えください～

現在、ほとんどの医療機関では、月の初回受診時に組合員証等の確認を行っておりますが、初回に限らず、医療機関から組合員証の提示をもとめられたときには、必ず提示されるようお願いいたします。特に記載内容の変更等により組合員証が切り替わった場合は、必ずそのことを窓口でお話いただき、新しい組合員証を提示してください。

組合員及び被扶養者の皆様のご協力をお願いします。

◎問い合わせ先 保険課 資格調定係 TEL 022-263-6415